

名中酒 62
令和5年4月7日

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号
三博ビル1F
株式会社WE Trading Japan
代表取締役 烏恩 殿

名古屋中税務署長 蟹江 健治



酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和5年3月24日付で申出のあった名古屋市中区丸の内二丁目1822番の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、令和1年9月25日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和5年4月7日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は次に限る。

- 1 自己が輸出する酒類の卸売。
- 2 果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の卸売。
- 3 小売。ただし、通信販売の方法により小売する場合は次による。
 - (1) 酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
 - (2) 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。